

資料 1 決算書の説明

平成 26 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

平成 26 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要

平成 26 年度の収支については、25 年度と比較し、歳入面で、退職被保険者等の医療給付費に係る療養給付費等交付金が約 6,160 万円減少したものの、65 歳から 74 歳までの被保険者の医療給付費に係る前期高齢者交付金が約 6,220 万円、一般会計繰入金が約 2,000 万円、前年度からの繰越金が約 1,400 万円増加していることから、会計全体で約 3,930 万円の増となっています。

一方、歳出面では、財政調整基金積立金が約 7,200 万円減少したものの、医療費に該当する保険給付費が約 3,200 万円の増、後期高齢者支援金等が約 1,120 万円の増、25 年度補助金等の精算還付により諸支出金が約 1,320 万円の増となったことなどにより、会計全体で約 381 万円の増となっています。

結果としまして、歳入総額 35 億 1,916 万 4,423 円に対し、歳出総額は 33 億 1,742 万 6,550 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は 2 億 173 万 7,873 円となり、この額は 27 年度に繰り越します。

また、26 年度において国保財政調整基金から生じた利子 45 万 8,643 円を基金に積み立て、26 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 9,661 万 9,643 円となっています。

医療費の動向といたしましては、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費が前年度と比べて 1.9%増加しております。平成 22 年度からの推移をみますと、25 年度のみ 2.4%減少しているものの、それ以外の年度ではいずれも増加しており、この傾向は今後も続くものと考えております。

国民健康保険被保険者の年間平均の被保険者数は、前年度と比べて 1.6%減少していますが、療養給付費の 1 人当たり年間受診件数は 16.09 件と、25 年度より 3.9%増加しています。また、1 人当たり年間費用額も 25 年度より 3.0%増加し、330,364 円となっています。高齢化の進行に伴い受診件数、費用額の増加傾向は続くものと思われ、今後の動向を注視してまいります。

医療費の増加抑制策としましては、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により全被保険者に義務付けられた「特定健診・特定保健指導」を

実施し、40歳以上の方の生活習慣病予防に努めております。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進し、費用負担抑制につなげる目的で、「ジェネリック医薬品希望カード」付きの啓発リーフレットを被保険者に配布するとともに、25年度からは、先発医薬品から後発医薬品に切り換えた場合の利用差額を被保険者に年2回通知しております。

引き続き、決算書の説明を申し上げます。

22 ページの歳出から説明いたします。

款1 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。

決算額は4,306万5,403円で、前年度に比べて約610万円増加しております。この主な要因は、人事異動等による人件費の増、ペイジー口座振替受付サービス導入経費の増などによるものであります。

24 ページをお願いいたします。

項2 徴税費 目1 賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。決算額は350万7,911円で、前年度より35万9千円増加しております。

款2 保険給付費 項1 療養諸費 目1 一般被保険者療養給付費は、一定期間会社などにお勤めになって年金を受給されている「退職被保険者等」以外の方々、「一般被保険者」に対する医療費の保険者負担分であります。26年度決算額は18億4,214万8,327円で、前年度より約7,560万円増加しております。被保険者数は減少しているものの、入院に係る費用額が約4,460万円増加、入院外に係る費用額も約2,470万円増加するなど、全体として受診件数、費用額とも増加しており、保険者負担額の増加につながったものと考えております。

目2 退職被保険者等療養給付費は、先ほどご説明した「退職被保険者等」に対する医療費の保険者負担分であります。26年度決算額は1億3,088万4,482円で、前年度より約3,820万円減少しております。この要因は、主に退職被保険者等の減によるものと考えております。

26 ページをお願いいたします。

項2 高額療養費についてですが、「高額療養費」とは医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分を保険者が負担するものです。目1 一般被保険者高額療養費は、2億947万5,996円で、前年度より件数で244件増加し、決算額も約160万円の増となっております。

目2 退職被保険者等高額療養費は、1,814万2,611円で、前年度より件数で80件の減、決算額で約900万円の減となっております。

28ページをお願いいたします。

款3 後期高齢者支援金等 目1 後期高齢者支援金につきましては、全ての75歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、4億3,524万2,180円支出しております。前年度より約1,120万円の増となっております。

款4 前期高齢者納付金等 目1 前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金と同様に、全ての65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度です。26年度は31万4,114円支出しており、前年度より約8万8,000円減少しております。

30ページをお願いいたします。

款6 介護納付金は、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を社会保険診療報酬支払基金に納付するものです。第2号被保険者1人当たりの負担額6万3,270円に第2号被保険者数2,866人を乗じて算出した26年度概算額から、前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額1億7,762万5,727円を納付しております。前年度からは約410万円増加しております。

款7 共同事業拠出金 目1 高額医療費拠出金5,594万7,813円は、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、あらかじめ全保険者で一定額を拠出し、レセプト1件当たり80万円を超える医療費に対して交付される高額医療費共同事業に係る拠出金であります。拠出金の額は前年度より約520万円減少しております。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金は、レセプト1件当たり30万円を超える医療費に対して交付される保険財政共同安定化事業に係る拠出金であります。医療費按分と被保険者数按分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た拠出金額2億8,920万3,481円を支出しております。前年度より約1,110万円増加しております。

32ページをお願いいたします。

款8 保健事業費 項2 特定健康診査等事業費 目1 特定健康診査等事業費は、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき全保険者に義務づけられた、特定健診・特定保健指導に係る経費で、1,706万1,412円を支出しております。

特定健診では1,722名の方が受診され、そのうち67名に特定保健指導を実施しております。前年度と比較して、受診者は131名増加し、受診率は1.8%増の28.4%となっております。

款9 基金積立金は、26年度において財政調整基金から生じた利子45万8,643円を基金に積み立てたものです。26年度末の国保財政調整基金残高は1億9,661万9,643円となっております。

34ページをお願いいたします。

款11 諸支出金 項1 償還金及び還付加算金 目3 償還金4,577万7,051円につきましては、25年度以前に係る医療給付費の実績報告などの結果、超過交付となった国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金の超過分を返還したものであります。

続いて、歳入について説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税の総額は、7億5,592万7,847円で、前年度と比較し約830万円の減となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて、年度平均で5世帯の減、被保険者数では161人の減となっており、被保険者数の減が影響したものと考えております。

12ページをお願いいたします。

款3 国庫支出金 項1 国庫負担金 目1 療養給付費等負担金は5億1,640万5,464円で、前年度比で約260万円の増となっております。これは、後期高齢者支援金分、介護納付金分の負担金の増によるものであります。

項2 国庫補助金 目1 財政調整交付金は、1億6,916万4,000円で、前年度より約710万円の増となっております。特別調整交付金において、ペイジー口座振替受付サービス導入経費、国民健康保険事業報告システム改修経費が対象経費として算定されたことから、約520万円増加しております。

款4 療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、1億9,123万2,000円であります。退職被保険者数の減少等により約6,160万円の減となっております。

14ページをお願いいたします。

款5 前期高齢者交付金は、全ての65歳から74歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するために交付されるもので、前年度と比較し約

6,220万円増の9億5,546万1,262円となっています。現年度分の概算交付金額は約8,970万円増えていますが、前々年度の精算額が25年度と比べ約2,740万円減少したことにより、全体として約6,220万円の増となっています。

款6 県支出金は、1億8,725万8,292円で、前年度より約820万円の増となっています。この要因ですが、特別調整交付金において、がん検診受診者数の増加等により、交付額が約1,520万円増加しております。

款7 共同事業交付金 目1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

決算額は8,073万2,914円で、前年度より約350万円増加しております。対象件数は322件で前年度より3件増加しております。

16ページをお願いいたします。

目2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たり30万円を超える医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

決算額は2億8,103万8,619円で、前年度より約550万円減少しております。対象件数は1,564件で前年度より10件の減であります。

款8 広域連合支出金185万1,067円は、国民健康保険被保険者の特定健診と同時に実施した、後期高齢者医療被保険者に係る健康診査等に対する広域連合からの支出金であります。

款10 繰入金は、1億8,755万80円で、前年度より約2,000万円の増となっています。

各節ごとの詳細についてですが、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、18ページの財政安定化支援事業繰入金のいずれも増となっています。また、財源補てんのための一般会計繰入は行わず、いわゆる法定繰入のみとなっています。

18ページをお願いいたします。

款11 繰越金は25年度決算の結果生じた実質収支額を26年度に繰り越したものです。このうち、目1 療養給付費等交付金繰越金1,226万5,321円は、25年度に超過交付された療養給付費等交付金を返還するための繰越金であります。

目2 その他繰越金1億5,396万9,791円は、療養給付費等交付金の超過交付

以外の理由により生じた繰越金で、前年度より約 640 万円増加しております。

35 ページをお願いいたします。

26 年度決算の総括といたしまして、歳入総額 35 億 1,916 万 4,423 円に対し、歳出総額は 33 億 1,742 万 6,550 円で、歳入歳出差引額 2 億 173 万 7,873 円を翌年度に繰越いたします。

持続可能な社会保障制度の確立をめざした「医療保険制度改革法案」は、去る 5 月 27 日の参議院本会議において可決・成立いたしました。

本法案では、国民健康保険への財政支援が拡充されるとともに、平成 30 年度から運営主体に都道府県が新たに加わることとされています。都道府県と市町村が役割分担をしつつ国民健康保険を運営していくこととなり、国民健康保険にとっては大きな転換点を迎えようとしております。

平成 30 年度からの国民健康保険の運営のあり方ですが、都道府県は「財政運営の責任主体」として、保険給付のために必要となる財源を「国保事業費納付金」として市町村から徴収するとともに、給付に必要な費用を市町村に交付することとされています。

市町村は、都道府県から請求された「国保事業費納付金」を納付するために必要となる保険税額を確保するため、保険税率を決定・賦課し、収納した保険税でもって都道府県に納付金を納めることとなります。また、被保険者の方々にとって身近な事務である、資格の管理や保険給付、保健事業などは、引き続き市町村が担うこととなります。

今後は、国と地方との協議の場などにおいて、具体的な運営のあり方が議論されていきます。国民健康保険制度が大きな転換点を迎えている今日、本町としても円滑な移行ができるよう、議論の内容について注意深く情報収集するとともに、意見発出の機会が与えられる際には、積極的な意見・提言を行ってまいります。

本町の国民健康保険財政は、全国の市町村国民健康保険に比べまだまだ健全な財政運営ができていると考えていますが、今後の高齢化の進行、医療技術の高度化等による医療費の増加を考えますと、決して楽観視できる状態ではないと考えております。

国民健康保険事業が安定的に運営できるよう、医療費水準に見合う保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、関係部署と連携しながら保健事業を推進することにより、医療費の適正化に取り組んでまいります。